

令和6年11月27日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和6年12月12日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 閉会中の継続審査申し出の件

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 6 年 12 月 12 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（金坂道人君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 22 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（金坂道人君） ここで報告します。

去る 9 月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（金坂道人君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（金坂道人君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（鈴木敏文君） 茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、11 月 27 日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況について」及び「都市計画道路桑原八千代線の進捗状況について」の報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

まず、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況について」ですが、令和 6 年度は 2 か所の建物、構造物等の移転を実施。執行見込額は、建物等調査 1 件、移転補償 2 件、工事費と令和 5 年度からの繰越を併せて合計 7869 万円で、年度末の累計執行額は 73 億 8053 万円となり、

進捗率46%となる見込みである。また、令和6年度末の建物移転補償数については、事業計画上の全数267棟のうち121棟で、補償率は45%となる見込みである。

今後の整備方針としては、「高師町下井戸線」の早期完成に向け事業展開を図っていく。具体的には、令和7年度中に区域内の建物移転を完了させ、埋設管の管理者や警察等との協議を進め、令和9年度末の開通を目指しているとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「土地区画整理事業に対する国からの交付金の交付率は」との質疑に対し、「交付金の要求に対する交付率については、令和4年度は約80%であったが、令和5年度と令和6年度は約20%となっている」との答弁がありました。

次に、「当事業の施工期間は令和13年度までとなっているが、今後の見込みは」との質疑に対し、「令和13年度までの事業計画で取り組んでいるが、実際はそれ以上かかる可能性が見込まれる。権利者への対応を考慮し、なるべく早急に事業を完成したいと考えている」との答弁がありました。

次に、「区画整理事業の必要性について、協議をしているのか」との質疑に対し、「権利者に対し、今後も継続して事業を進めていくと説明しているが、事業が長期化しているため、工区を分けて実施できるかなど、検討する必要性もあると考えている」との答弁がありました。

次に、「事業費の財源内訳は。また、事業費の見直しは行っているのか」との質疑に対し、「令和7年度以降の財源内訳については、国庫補助が約25億4000万円、市債が17億3000万円、市単独費が約43億5000万円である。また、事業費については、事業計画の変更に併せて精査していく予定である」との答弁がありました。

また、委員より、「高師町下井戸線北側の高架下付近の道路について、横断者が多数見受けられることから、安全面について考慮されたい」との意見や、「人口が減少している中で、当区画整理事業の必要性について、今後再検討していただきたい」との意見や、「区画整理事業の区域の見直しについては、非常に困難なことであるため、慎重に行っていただきたい」との意見や、「当事業の進捗状況について、市民に対し随時新しい情報を伝えられるよう、ウェブページ等の整備を行っていただきたい」との意見がありました。

次に、「都市計画道路桑原八千代線の進捗状況について」ですが、事業区間は、JR茂原駅北側の県道茂原長生線富士見橋付近から都市計画道路大芝鷺巣線までの総延長1093メートル、幅員16メートルで計画し、北から桑原地区、継続地区、野巻戸地区の3地区に分けて事業を実施している。整備状況としては、町保集会所付近から南へ約440メートル、宍倉病院西側付近

の一部、約50メートルが完成している。執行状況については、令和6年10月時点で、全体1093メートルのうち570メートルの供用見込みであり、進捗率は52.2%。用地については、全体で1万5334.57平方メートルのうち、取得済みは1万1147.33平方メートル、進捗率は72.7%である。建物等の補償については、全体62件のうち51件が実施済みで、進捗率は82.3%。事業費ベースで、全体事業費55億円に対し35億6712万5000円が執行済み、進捗率は64.9%の見込みである。地区別では、桑原地区においては、令和6年度の工事実施箇所にて歩道整備を実施し、年度内の完成を予定している。

なお、事業認可期間が令和6年度末までとなっていることから、併せて事業認可の延伸手続きを行っている。また、県道茂原長生線との交差点部に右折レーンを設ける必要性が生じ、財源確保のため、県と交付金について協議をしていく。さらに、以前より進めていた道路協議が令和6年5月に完了。同路線の整備に伴い、隣接宅地と道路に高低差が生じる箇所について、地権者に対し順次説明を実施する予定である。

次に、継続地区においては概ね完成しており、工事検査後の開通日時について、茂原警察署と協議をしているところである。

最後に、野巻戸地区においては、桑原地区と同様に事業認可期間が令和6年度末となっていることから、事業認可の延伸手続きを行っているところである。また、令和7年度以降は、財源を確保し計画的に進めていくとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「用地について、進捗率が72.7%であるが、残りの用地買収に係る費用は概算でどのくらいか」との質疑に対し、「用地費については約3億円である」との答弁がありました。

次に、「現在の事業費で今後事業を進めていくことは可能なのか」との質疑に対し、「事業費については、状況に応じて精査を行っていくが、概ね現在の事業費で進めていく予定である」との答弁がありました。

次に、その他の主な質疑について申し上げます。

まず、「商店街の活性化について、新たな施策を実施しているのか。また、今後について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「現在、商業振興に対する新たな施策について進展はないが、商店街の現状把握に努めているところである」との答弁がありました。

次に、「商工会議所等と連携し、来年度に向け、補助事業の創設等、新たな施策を考えているのか」との質疑に対し、「現在実施している創業塾の見直しや、市内商工業者と中学生、高校生が関わりを持てるような事業など、商業、工業を一体とした事業を検討している」との答

弁がありました。

また、委員より、「空き店舗やシャッター街が多くなっている中で、早急に取り組むべき事項を検討し、市独自の施策を実施していただきたい」との意見や、「後継者問題や空き店舗の問題について、地元の商店等に話を聞いていると、非常に難しい問題だということは分かっている。市としてもそういう意見を把握していると思うが、そういった現状を議員にもしっかりと伝えるべきである」との意見がありました。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局との連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議・検討していくこととしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（鈴木敏文君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「令和5年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月13日の本会議において、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月1日から3日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月1日、全員協議会室において委員会を開催し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き令和5年度に実施された諸事業の中から、「市営住宅長寿命化事業上茂原西住宅改善工事」及び「都市公園再生事業茂原公園園路改修工事」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

10月2日及び3日は、全員協議会室において委員会を開催し、現地視察及び監査委員の決算

審査意見書等を踏まえ、決算の細部について審査を行いました。

本市の令和５年度一般会計決算概要であります。歳入総額は348億1686万6000円、歳出総額は338億6715万3000円、歳入歳出差引額は９億4971万3000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は７億9318万3000円の黒字決算となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入ですが、臨時財政対策債の減等による市債の減、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の皆減等による国庫支出金の減等があったものの、普通交付税の増等による地方交付税の増、災害救助費負担金の皆増等による県支出金の増等により、前年度に比べまして５億5093万円余、1.6%の増となりました。

次に、歳出ですが、総務費では、普通交付税の追加交付や茂原市土地開発基金条例廃止に伴い、基金残高を財政調整基金に積み立てたこと等により４億3790万円余、14.3%の増に、民生費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業の皆増等により９億7674万円余、7.2%の増に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減等により４億5236万円余、12.3%の減に、農林水産業費では、肥料等物価高騰に伴う農業者支援事業の皆減や用排水施設維持管理費の減等により4806万円余、7.8%の減に、商工費では、運送事業者等支援事業の皆減等により3095万円余、4.8%の減に、土木費では、早野排水機場完成に伴う河川改修事業の減等により５億8924万円余、16.5%の減に、教育費では、市民体育館大体育室空調設備設置工事完了に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業の皆減等により１億1050万円余、3.8%の減となりました。災害復旧費では、台風第13号による各種災害復旧事業の皆増により１億9041万円余となりました。これらの結果、歳出全体では、前年度に比べまして４億5132万円余、1.4%の増となりました。

審査においては、令和５年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まずは、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の主なものを申し上げます。

まず、「経済活性化、水害対策のために、どのような財を投入し、どのような効果があったか」との質疑に対し、「経済活性化施策は、市制度融資の預託金や利子補給、９月８日の災害復旧費に係る信用保証料の助成等により中小企業の振興と経営の安定を図った。水害対策は、

高師・大芝・東茂原地区の水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図った」との答弁がありました。

次に、「今後の財政の見通しと具体的な取り組みに対する市長の考えは」との質疑に対し、「政策事業を実施するための財源確保が一層厳しくなると予想される。住民要望に応じていくため、ふるさと納税の推進・土地の売却等による保有資産の有効活用・行財政改革による効果的・効率的な市政運営に積極的に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「学童保育、病児・病後児保育は優先的に取り組むべき課題と考えるが、市長の考えは」との質疑に対し、「学童保育は、学校施設の活用を含めた保育場所の確保に努め、待機児童の解消に取り組む。病児・病後児保育は、人材確保などの課題があるが、関係機関と連携を図るとともに、住民ニーズを汲み取りながら取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「現在の市民バス「モバス」が機能しているとは言い難い。交通手段確保のため、どのような再構築を考えているか」との質疑に対し、「茂原市地域公共交通計画に基づき、市民バス「モバス」の北部コースはデマンド交通「ふれあい」に転換、南部コースは増便、東部コースは運行経路の見直し等を検討していく」との答弁がありました。

次に、「加速化する高齢化社会は、扶助費の増加に直結し、財政を圧迫すると懸念している。財政需要を的確に把握するための取り組みを伺う」との質疑に対し、「財政需要は3か年実施計画で把握しているが、扶助費等各事業費の増加が懸念されることから、事業の優先度を見極め、限りある財源を効率的に配分していく」との答弁がありました。

次に、「現在の財政状況をどのように認識しているか、市長の見解を伺う」との質疑に対し、「市税等の一般財源が不足しており、財政調整基金からの繰り入れにより事業を実施している。令和7年度以降の予算編成においても非常に厳しい状況にある」との答弁がありました。

次に、「今年70周年を迎えた茂原七夕まつりは、コロナ以降2日間の開催となっているが、今後の展望は」との質疑に対し、「市内外から多くの方が集まる七夕まつりを、商店街や市内企業には集客やPRの場として、市民には自らの地域に魅力を感じ、誇りと愛着の醸成に繋がるよう取り組んでいく。また、開催期間や開催時間についても協議していく」との答弁がありました。

次に、「予算編成時に財源がないとして予算要望を削っているなか、実質収支額が8億円弱の黒字となっている。市民生活に直結する要望は復活すべきと考えるが、市長の考えは」との質疑に対し、「実質収支額は黒字であるものの、毎年、財政調整基金を取り崩した予算編成となっている。財政調整基金への繰り入れ額と住民要望とのバランスを検討しながら予算編成し

ていく」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところでありますが、結果として、令和５年度一般会計決算は、全員異議なく認定することと決定いたしました。

委員から本案を賛成するにあたり、附帯意見がありましたので申し上げます。

急激な物価高騰など、不安定な要素が積み重なっている社会情勢のなか、各事業とも最小の経費で最大の成果を出そうとする努力が見られ、概ね目的を達成していると認められる。また、台風第13号による災害の復旧業務に市全体としてよく取り組んでいると認められる。

引き続き、適切な財政運営に努めながら、民間活力を生かし積極的な財源確保に取り組むとともに、先進的な事例の調査研究を重ね、市民サービスの向上を目指し、市民の要望にできるだけ応えられるよう、なお一層の工夫を重ね各事業に取り組まれない。

というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり、留意する事項として、各委員から市当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

１．市民が他の公共団体にふるさと納税を行うことで茂原市の税収の減につながっている。七夕まつりや市の特産品、現地体験型など、魅力ある返礼品の開発に引き続き取り組まれない。

１．夏場の避難所開設に備え、小中学校の特別教室や体育館へのエアコン設置を検討されたい。

１．ファミリーサポートセンター事業は良い事業であるが、市民に浸透していない。事業の周知になお一層注力されたい。

１．民生委員の「なり手不足」の問題は、現委員や自治会長への過度な負担とならないよう市も積極的に取り組まれない。

１．生活保護事業は最低限の生活保障のみならず、保護を必要としている方に寄り添った自立支援に努められたい。

１．障害福祉の訓練等給付事業は、就労定着への取り組みに重点を置いた施策の充実を図られたい。

１．住宅用設備等脱炭素化促進事業は市補助金の上乗せや市単独補助事業の更なる充実を図り、ゼロカーボンシティ宣言を引き続き強力に推進されたい。

１．予防接種の勧奨に際しては、その効果と副反応について本人や保護者に対し十分説明されたい。

1. カラスによる被害の市民相談を多く受けることから、安全で効果的な対策を調査研究されたい。

1. 成田空港からインバウンド観光客を茂原に受け入れる方策を検討されたい。

1. 空き家対策推進のため、空き家バンク制度のなお一層の周知に努められたい。

1. 法定外道路の整備は市民要望が多いことから、早期の対応を検討されたい。

1. 交通安全施設の整備は国の交付金等を引き続き有効活用し、通学路安全対策の推進や場所に合わせたカーブミラーの設置方法の検討に取り組まれたい。

1. 乗川の改修、橋梁の架け替え工事の着手に早期に取り組まれたい。

1. 電子書籍の同時貸し出し冊数に制限のないサービスの導入と、文字が大きく読みやすい大活字本の蔵書を増やすことを検討されたい。

1. 図書館の移転により茂原駅周辺の学生の学習場所がなくなることから、新たな場所の確保を検討されたい。

1. 学校でのフッ化物洗口を廃止し、朝の読書活動に取り組まれたい。

1. 施設一体型の小中一貫教育を実施している本納小中学校については、より大胆に更なる工夫を重ね、特色ある教育に取り組まれたい。

1. 中学生等海外派遣事業は、茂原の未来を担う子どもたちのために、国内ではなく海外への派遣を再開されたい。

1. 学校給食費の無償化については、市の財政状況を鑑み、段階的な取り組みも含めて検討されたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、総務委員会委員長 杉浦康一君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 杉浦康一君登壇）

○総務委員会委員長（杉浦康一君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました報告1件、議案10件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、衆議院議員総選挙の執行のため、予算措置の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年度茂原市一般会計補正予算（第4号）について、専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定し

ました。

次に、議案第1号「令和6年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億1210万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350億2420万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「歳出の生活保護扶助費の補正額と歳入の生活保護費負担金の補正額の差額については、市の負担額ということか」との質疑に対し、「差額は市の負担額である」との答弁がありました。

次に、歳入について「財政調整基金を繰り入れているが、これにより財政調整基金の残高はいくらになるのか」との質疑に対し、「23億3800万円余である」との答弁がありました。

以上の審査の経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「組織の改変をしなければならないような事例について、どのようなものがあったのか」との質疑に対し、「これまでは、民間企業等から様々な提案を受けた場合に、まず財政的な部分を考慮し、慎重になることもあったため、企画部門と財政部門を切り離すことで、柔軟に検討できるような体制にしようとしたものである」との答弁があり、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、特定任期付職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく、千葉県職員の給与改定の実施状況に鑑み改正するものであります。

審査の過程において、「本市の特定任期付職員の人数と改正による影響額は」との質疑に対し、「現在、特定任期付職員はいないため、影響額はない」との答弁があり、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら３件の議案は、一般職職員の給与改定に準じて、議会議員、市長・副市長及び教育長の期末手当支給割合を0.1か月分引き上げようとするものであり、採決の結果、議案第８号、議案第９号及び議案第10号については、いずれも賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第12号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら２件の議案は、一般職職員及び会計年度任用職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく、千葉県職員の給与改定の実施状況に鑑み改正を行うとともに、所要の改正をするものであります。

審査の過程において、委員より「建築主事及び建築副主事に対し、新たに手当が支給されるようになるが、職員のやる気も出るのではないか」との意見があり、採決の結果、議案第11号及び議案第12号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てるため設置した茂原市東日本大震災復興基金について、本市の事業は完了しており、すでに基金の残高はなく、その目的を達成していることから、基金の廃止をするものであり、採決の結果、議案第18号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について」申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和７年３月31日で解散することとなったため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第20号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（石毛隆夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る９月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案３件及

び今定例会において付託されました議案 8 件、陳情 1 件について、10月24日及び12月 6 日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、9 月定例会において付託されました認定案 3 件について報告いたします。

初めに、認定案第 2 号「令和 5 年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額97億5590万4737円に対し、歳出総額96億7063万1147円で、歳入歳出差引額8527万3590円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特定健康診査事業について、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行っているとのことだが、健診の受診率はどれほどなのか。また、健診結果に基づく特定保健指導の実施率は」との質疑に対し、「受診率については、令和 3 年度で30.50%、令和 4 年度で30.38%、令和 5 年度で31.97%であり、受診率は増加傾向にある。また、特定保健指導の実施率は、令和 5 年度で23%である」との答弁がありました。

次に、「一般会計繰入金について、令和元年度から徐々に減少しているが、その理由は。また、財政調整基金繰入金の当初予算額 3 億円に対し 1 億円の増額補正が行われているが、その理由は」との質疑に対し、「一般会計繰入金の減少については、国民健康保険の被保険者数が減少したことが要因である。また、財政調整基金繰入金の増額補正については、国民健康保険税の収入が当初よりも見込めず、早期に対応する必要があったため、1 億円の補正を行った」との答弁がありました。

次に、「一般会計から繰り入れるということは、国民健康保険に加入していない方にとって不公平ではないのか」との質疑に対し、「国民健康保険については、保険税の収入のみでは安定的な運営が困難であることから、国で定められている繰入基準に基づき、一般会計からの繰り入れを行っている」との答弁がありました。

次に、「はりきゅうマッサージ、短期人間ドック、脳ドックの助成金の利用状況は」との質疑に対し、「いずれも、令和 4 年度と比較すると減少している」との答弁がありました。

次に、「人間ドック、脳ドックについては、病気の発症を未然に防ぐ重要なものであり、利用者数を増やすためにも広く市民に周知すべきではないか」との質疑に対し、「人間ドック、脳ドックについては、様々な病気の発症の防止や早期改善が見込めるため、減少理由を分析しつつ、広報や市公式ウェブサイト等で引き続き周知に努めていく」との答弁がありました。

次に、「傷病手当金の内容、そして支出済額が少額である理由は」との質疑に対し、「傷病手当金は、小規模事業者の被用者で、国民健康保険に加入している方に対し、コロナの影響により給与が支払われなくなった場合に支給するものである。また、支出額が少額であった理由は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、後の感染については、傷病手当金の支給対象ではなくなったためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額85億5467万8357円に対し、歳出総額83億3998万4522円で、歳入歳出差引額2億1469万3835円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「個人が負担している介護保険料の総額は」との質疑に対し、「介護保険料のうち65歳以上の第1号被保険者分として17億6015万4800円、40歳以上64歳までの第2号被保険者分として20億6409万5955円であり、総額38億2425万755円である」との答弁がありました。

次に、「保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金について、令和4年度に比べ低くなっている理由は。また、それぞれの事業内容は」との質疑に対し、「それぞれの交付金はインセンティブによる補助金となっており、取組の評価によって金額が変動する。また、評価内容は年々変更され、令和4年度においては、当該項目が高評価であったため、予算額よりも増額した。そして保険者機能強化推進交付金は地域包括支援センター委託事業に、介護保険保険者努力支援交付金は介護予防・生活支援サービス事業にそれぞれ活用されている」との答弁がありました。

次に、「家族介護用品支給事業について、予算額と比較すると、利用率が低いように思われるが、その原因についてどのように考えているか。また、家族介護教室開催委託料が当初計上されていたが、開催されなかった理由は」との質疑に対し、「家族介護用品支給事業については、要介護4から5の方を介護されている家族で、かつ非課税の方を対象に補助するものであり、対象者が少ないことが考えられる。また、家族介護教室については、コロナの影響により開催が困難であったが、令和6年度では、現在のところ1か所で開催の予定である」との答弁がありました。

次に、「要支援者、要介護者の人数は増加傾向にあるのか」との質疑に対し、「要支援者、

要介護者の総数は、令和３年度で5034名、令和４年度で5120名、令和５年度で5160名であり、増加傾向にある」との答弁がありました。

次に、「あんしん電話について、公費負担の対象となる条件は。また、24時間対応しているのか」との質疑に対し、「公費負担の条件は、独居、高齢者のみの世帯で、非課税であることが条件である。また、あんしん電話業務は、アルソックあんしんケアサポート株式会社と委託契約を結んでおり、あんしんケアサポート受信センターにて24時間対応となっている」との答弁がありました。

次に、「あんしん電話の自己負担額はいくらか。また、年間の相談件数は」との質疑に対し、「自己負担額は税込みで月1320円である。また、令和５年度の相談件数は、緊急通報が26件、健康相談が245件、誤報が93件、そして毎月１回行われる安否確認の電話が1892件で、合計2256件である」との答弁がありました。

また、委員より「居宅介護サービス事業費が当初予算に比べ増額となっているが、施設入所したくともできないなどの理由により、居宅介護サービスを利用せざるを得ないというイメージで捉えかねないため、引き続き、職員が市民に寄り添った形で支援を行っていただきたい」との意見や、「あんしん電話は、介護を必要とされる高齢者に対し安心感を与えられる非常に有意義な事業であるため、ケアマネジャー等を通じて積極的な活用をお願いしたい」との意見や、「高齢者にとって『食べる』ことは、健康寿命を延ばし、生活に活力を生み出すためにも重要なことである。口腔内の健康維持の取り組みとして、オーラルフレイルについて、今後検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第５号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第６号「令和５年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額14億9768万3569円に対し、歳出総額14億7112万7426円で、歳入歳出差引額2655万6143円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市における後期高齢者医療保険料の平均額は」との質疑に対し、「令和４年度で1人当たり7万2440円であり、県内で23番目である」との答弁がありました。

次に、「収入未済額が令和４年度より10.6%の減とあるが、その理由は」との質疑に対し、「後期高齢者医療の対象者である75歳以上の方が増加傾向にあること、また保険料の主な徴収

方法が年金からの天引きであることから、収入未済額は減少傾向にある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 6 号については、全員異議なく認定することと決定しました。

続いて、今定例会において付託されました議案等について報告いたします。

初めに、議案第 2 号「令和 6 年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 583 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98 億 5805 万 8000 円にしようとするものであり、採決の結果、議案第 2 号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第 3 号「令和 6 年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 254 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 5690 万 7000 円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般職人件費のうち、会計年度任用職員報酬について減額となっているが、その理由は」との質疑に対し、「当初、1 名の会計年度任用職員を採用する予定であったが、その予定がなくなったためである」との答弁がありました。

次に、「採用されなくなったことで業務に支障は生じていないのか」との質疑に対し、「新たに保健師が配置されたため、特に支障は生じていない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第 3 号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第 4 号「令和 6 年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 388 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5661 万 5000 円にしようとするものであり、採決の結果、議案第 4 号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第 14 号「茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「協議会における情報共有ということを考えると、協議会の委員として青少年指導センターの補導員を入れるべきと考えるが、入っていない理由は」との質疑に対し、「青少年指導センターから情報が入ってくるため、協議会の委員には入っていない。ただし、協議会で扱う案件によっては、『その他市長が必要と認める者』の規定に基づき、対応することも可能である」との答弁がありました。

次に、「児童、生徒が問題行動を起こす背景には家庭環境や育成環境等が影響しているが、当協議会はそのようなことも考慮しているのか。また、どのような問題を取り扱っているのか」との質疑に対し、「当協議会では、そのような環境面については直接的に考慮していない。また、今まで取り扱った事案は、SNS利用に伴う問題、いじめ、不登校に関する問題である」との答弁がありました。

次に、「今回の改正に伴い、協議会の開催回数や内容など、より一層更新していく予定はあるのか」との質疑に対し、「改正に伴い、更に委員間の連携を強化し、意見の共有等を図っていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「日頃からパトロール活動をしている補導員の情報は、当協議会にとってとても有意義なものと考えられるため、積極的に委員として『補導員』の招集を検討されたい」との意見や、「子どもたちの問題を共有し協議することは、とても重要なことである。今回の改正を機に、どれだけ子どもたちのために当協議会が機能するのかを優先的に考えていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「賃貸借に係る契約書はどうなっているのか」との質疑に対し、「アスモとの賃貸借契約について、契約を締結する際に、その事業に対する予算化がされていないと締結することができないため、令和6年9月議会にて施設借上料に係る補正予算が可決されたことから、令和7年3月21日から3月31日の期間について、アスモと賃貸借契約を締結した。また、契約を締結する際は、図書館として機能する実態的要素が必要なため、図書館としての改修、整備について、アスモと覚書を交わしている。なお、賃貸借契約については、地方自治法第96条第1項における『議会に付すべき案件』に該当しないため、今定例会において議案として提出して

いないが、今後、必要に応じて可能な限り情報を開示していきたい」との答弁がありました。

次に、「賃貸借契約について、令和7年度以降はどのように締結していく予定なのか」との質疑に対し、「令和7年度以降については、新年度の当初予算が成立し次第、20年間の賃貸借に係る長期継続契約を締結する予定である」との答弁がありました。

次に、「サンヴェルビルへの移転時とアスモへの移転との違いは」との質疑に対し、「サンヴェルビルの場合は、以前から駅前学習プラザとして賃貸借契約を締結しており、図書館への水害を機に移転したものであるが、アスモについては、図書館としての実態的要素がないため、アスモにおける図書館としての改修や整備、賃貸借契約の締結という手続きが必要となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「図書館の利用者は、車で来館する方が多いのは分かるが、駅前にあることで、高校生をはじめ多くの学生にとって利便性に優れた学習の場であった。今後、駅前における子どもたちの学習の場について、図書館に代わる代替案を検討していただきたい」との意見や、「移転後の図書館には子ども広場が設置されとのことだが、アスモのカルチャー教室や劇場なども利用して、保健師への相談や人形劇、読み聞かせなどの子育て支援、そして生涯学習につながる教室など、教育委員会だけでなく、全庁的な取り組みを行っていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、具体的には、被保険者証の新規発行が終了となったことに伴い、重度心身障害者の方が医療費助成を受ける際、被保険者等であることの確認を、個人番号カードによる電子資格確認や資格確認書の提示等による方法へと改めるものであり、採決の結果、議案第16号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「指定管理者の指定について」並びに議案第22号「指定管理者の指定について」申し上げます。これら2件の議案は関連があるため、一括して審査を行いました。

本案は、茂原市総合市民センターを含む各福祉センター6館及び茂原市心身障害者福祉作業所の管理運営について、指定管理期間が令和6年度末で終了することから、指定管理者選定委員会において選定基準に基づき審査した結果、「社会福祉法人茂原市社会福祉協議会」を選定

し、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するにあたり、議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第21号並びに議案第22号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第3号「訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「訪問介護の基本報酬が引き下げられた理由は」との質疑に対し、「令和5年度介護事業経営実態調査の結果、いわゆる、売上げに対し利益がどれだけ出ているかを示す平均収支差率について、全介護サービスの平均が2.4%であったのに対し、訪問介護については7.8%と高く、他のサービスと比較し、利益が出ていると評価されたことによるものと考えられる」との答弁がありました。

次に、「基本報酬の引き下げによって、介護従事者の給与水準も引き下げられるのか」との質疑に対し、「今回の介護報酬の改定において、新たな介護職員等処遇改善加算が設定され、給与水準については、当加算の適用を受けることで今後も維持されるものと考えられる」との答弁がありました。

次に、「従来の処遇改善加算と、今回新たに設定された処遇改善加算の違いは」との質疑に対し、「従来からの介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、そして介護職員等ベースアップ等支援加算という3つの加算を一本化したものが新たな処遇改善加算となる。今回の新設により、加算率は従来より2.1%高く設定されており、基本報酬の引き下げ分が補完され、改定前とほぼ変わらないものと考えられる。また、処遇改善加算は、介護職員の職場環境の改善、賃金体系等の整備等に応じて加算されるものであり、改定前に比べ、より介護職員に資するものと考えられる」との答弁がありました。

次に、「全国的に介護事業所の倒産件数が増加傾向にあるが、市内介護事業所の倒産件数は。また、倒産理由は」との質疑に対し、介護事業所の件数は、令和5年7月に39件であったが、令和6年11月時点で36件となっており、3件減少している。また、その理由としては、ヘルパー不足ということは伺っているが、経営難ということは伺っていない」との答弁がありました。

次に、「陳情の趣旨に『既に加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり』とあるが、実際に減収となるのか」との質疑に対し、「既に加算を受けている事業所においても、引き続き新たな処遇改善加算を受けることが可能であり、減収になることはないと考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「介護職員の給与水準は低く、大変だということは理解できるが、給与水準と今回の基本報酬の改定については、論点が異なるものと考えられる。また、新たな処遇改善加算の設定により基本報酬の引き下げ分を補完できることから、より介護職員の処遇改善に資するものと考えられる」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号については、賛成者少数で不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、建設経済委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○建設経済委員会委員長（小久保ともこ君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件、並びに今定例会において付託されました議案4件並びに陳情1件について、11月11日並びに12月6日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました認定案3件について報告いたします。

最初に、認定案第3号「令和5年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額6億998万520円に対し、歳出総額3億3605万5746円で、歳入歳出差引額2億7392万4774円、また、翌年度へ繰り越すべき財源が684万9000円であることから、実質収支額2億6707万6000円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「東郷第一地区について、施設更新の進捗はどうか。また、仮に計画に遅れが生じた場合、補助金などが受け取れなくなるようなことはないのか」との質疑に対し、「東郷第一地区については、コロナやウクライナ侵攻の影響により1年の遅れが生じており、令和7年度完成予定である。また、補助金については、その都度申請をしており、補助金が受け取れなくなるようなことはない」との答弁がありました。

次に、「接続戸数の状況は」との質疑に対し、「令和5年度の接続戸数の状況としては、加入戸数2719戸に対し、接続戸数は2436戸、89.6%。計画戸数3079戸に対し79.1%である。なお、令和4年度9件、令和5年度8件と少しずつではあるが、加入戸数は増えている状況である」

との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第3号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第4号「令和5年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額4589万8899円に対し、歳出総額3773万9682円で、歳入歳出差引額815万9217円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「施設管理費の需要費558万8000円がそのまま不用額となっているが、その理由は」との質疑に対し、「消防設備の修繕工事を発注したところ入札が不調となり、その後、再度入札するにあたり検討したが、物価の高騰や物資の納期が長期化することなど、適正工期の確保が困難であることから、未執行となったものである」との答弁がありました。

次に、「工事の請負費で外壁の補修工事をしたとのことだが、どのような工事か」との質疑に対し、「駐車場の外壁部のシーリング施工箇所に劣化が見受けられ、劣化が進行した場合、躯体である鉄骨まで錆が回ってしまうおそれがあることから、シーリングを打ち増しする工事を行った」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「令和5年度茂原市下水道事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は14億8039万3452円、収益的支出は13億8786万7844円であります。

資本的収支の決算額について、資本的収入は7億7979万7162円、資本的支出は11億6901万4516円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8921万7354円については、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「収益的収支の営業費用で不用額9556万8242円が生じているが、その理由は」との質疑に対し、「主な理由としては、ポンプ場及び処理場の光熱水費について、原油価格等の高騰の影響を見込んでいたが、想定ほどの影響がなかったことにより、不用額が生じた」との答弁がありました。

次に、「資本的収入の固定資産売却代金について、県に売却したものとのことであったが、売却した理由は」との質疑に対し、「一宮川の改修工事に伴い、川中島終末処理場の敷地の一部を売却したものである」との答弁がありました。

次に、「令和4年度は、水洗化人口が増加している中、有収水量が減少している理由として、家庭での節水機器の普及によるものであるとのことであったが、令和5年度は有収水量が減少している中、営業収益として下水道使用料が増加しているが、その理由は」との質疑に対し、「家庭での節水意識の向上や節水機器の更なる普及により、家事用の排水量が減少した一方、料金単価の高い業務用の排水量が増加したため、結果、下水道使用料が増加した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案4件並びに陳情1件について報告いたします。

最初に、議案第5号「令和6年度茂原市下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、資本的支出に122万4000円を追加するものであります。

審査の過程において、「今後の財政にどのような影響を及ぼすことが考えられるのか」との質疑に対し、「本案は、千葉県人事院勧告に伴う増額補正となるが、人件費は今後も上昇が考えられるため、費用が増加し、今後の財政運営に影響を及ぼすものと考えられる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「適合性審査の申請は多いものとするが、申請の見込み件数とそれに対する職員の負担は」との質疑に対し、「本市内では新築物件が毎年400件から500件程度あるが、民間審査機関での審査がほとんどで、市での審査は10件程度であり、今回の改正によってもそれほどの申請はないものと見込んでおり、職員の負担は少ないものとする」との答弁がありました。

次に、「4月1日施行とのことだが、3月に申請し、4月以降の着工となった場合はどうなるのか」との質疑に対し、「3月に申請し、4月以降の着工となってしまった場合は、この法律が適用されることになるため、完了検査を行う際に、この条例に基づき手数料等を徴収する

こととなる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「民間での審査のほうが料金が低いとのことであったが、それでも民間での審査が多い理由は何か」との質疑に対し、「民間では、専門として行っているので、審査期間が短いことが大きな要因と考える」との答弁がありました。

次に、「全ての新築で省エネ基準の義務化とのことだが、増築についても対象となることでよいのか」との質疑に対し、「新築で10平米以下の場合など、適用外のものもあるが、基本的には全てのものが対象であり、増築も対象となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「変更契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「水路に隣接する民地のブロック塀基礎の下から地下水が流出し崩落することが確認されたことから、簡易ウエルポイント工法を追加するとのことだが、崩落の確認がされた箇所だけで約600万円の増額になるのか」との質疑に対し、「土砂の崩落が確認された箇所だけではなく、残りの工事区間を対象としている」との答弁がありました。

次に、「今回の工事箇所は住宅街に隣接しているが、施工にあたり建物等の調査は行っているのか」との質疑に対し、「事前調査を行っており、土砂の崩落後、速やかに地下水位を下げるように対応したため、隣接する民地に影響がないことを現地で確認している。また、工事完了後においても審査をする予定である」との答弁がありました。

また、委員から「工事完了後においても、水路に隣接する民地について、影響がないかどうかしっかりと確認していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第19号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第2号「地籍調査事業の早期着手に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「事業の経費については、市の4分の1の負担に対して80％が特別交付税措置の対象とのことだが、実質的な市の負担は5％ということではいか」との質疑に対し、「特別交付税措置後の市の負担としては5％であるが、補助対象に含めることのできない費用もあるため、それを含めたものが実質的な市の負担となる」との答弁がありました。

次に、「補助対象に含めることのできない費用はどの程度か」との質疑に対し、「陳情書には2％程度とあるが、他市の状況を確認した結果は様々であったが、もう少し費用がかかるものと捉えている」との答弁がありました。

次に、「市の5％の負担とは年間いくらなのか」との質疑に対し、「実施計画上の期間である16年では、年間2000万円を超えるものと見込んでいるが、補助対象に含めることのできない費用も負担することとなる」との答弁がありました。

また、委員から「他市では、20年以上の実施計画期間としているところもあることから、20年、30年の実施計画期間とした場合の本市の負担を踏まえたうえで、改めて審査する必要があるのでは」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、陳情第2号は、引き続き議論を重ねる必要があることから、採決の結果、全会一致で継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時13分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時25分 開議

○議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第1号「令和5年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「令和5年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第5号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第6号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。さらに、陳情第3号「訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情」に反対する委員長報告に反対し、その理由を述べます。

初めに、認定案第1号、令和5年度茂原市一般会計決算について述べます。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行されたことで、コロナ禍前の日常が戻ってきているようではあるものの、社会経済活動は依然、先行き不透明な状況にあります。歳入では、地方交付税の増や災害救助費負担金の増等による県支出金の増等で、前年度より5億5093万円余の増となりました。しかし、歳入の根幹をなす市税については、前年度と比較すると1674万円余の減少です。これは、法人市民税、固定資産税の落ち込みが大きかったことが主な要因と言えます。さらに、9月8日の大雨被害対応への増により、引き続き大変厳しい財政運営となっています。

歳出では扶助費が大きく伸び、そうした中で、市民体育館や東部台文化会館でのエアコン設置、子どもの医療費無償化では、高校3年生までの無償化が実現、また、市民のごみ袋の配布など、市民要望に応えた事業に対しては大変評価をするものです。

一方、災害対策等で最前線で業務を遂行する職員は、会計年度職員等の非正規化が進み、圧倒的に不足していると言わざるを得ません。災害の多発する中、正規職員削減の流れから、住民の安心安全確保に直結するマンパワーの充実へと転換することが急務であると考えます。

さらに、市民の大切なコミュニティの場所である中央公民館の廃止や、子どもや市民への交通安全に必要な歩道整備等も進まないなど、切実な市民要望に背を向けた決算と言わざるを得ません。

以上のことから、本案件には反対するものです。

次に、認定案第2号、令和5年度茂原市国民健康保険事業費決算について述べます。

物価高騰が国民の暮らしを直撃する中、全国で国民健康保険税の値上げが相次いでいます。日本共産党政策委員会の調査では、2023年度には509自治体が値上げしたことが明らかになりました。今の国保税値上げの背景には、政府が2018年度に国保の都道府県化を強行したことがあります。市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変え、都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みにしたのです。それまでは国保税の負担抑制のため、多くの市町村が独自に一般会計から国保財政への繰入れなどの財政措置をしていました。しかし、政府は都道府県を通じて、こうした独自措置を打ち切るよう圧力をかけてきました。これが大規模な値上げをもたらしています。

こうした中で、本市の国保税は法定外繰入れを行っていないことから、国保の都道府県化の下では、県の保険税率から見ると高いレベルではないとのこと。さらに、国保担当の努力もあり、引上げを行う自治体が多い中で引き下げた経緯もあり、この点では評価をいたしますが、国保税の負担軽減には不十分です。

国保税の値上げは、自営業や年金生活者、非正規労働者など国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行します。国保加入2400万人の約8割は18歳以下の子どもです。子育て世帯に重い保険税負担がのしかかっているからです。被用者保険の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。ところが、国保の場合は、家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子どもが多いと国保税が高くなります。高過ぎる国保税引下げのためには、国庫負担の増額で均等割を廃止すべきです。

当面、緊急に子どもの均等割をなくすことが重要です。既に全国的には条例で18歳以下、高校卒業年齢までの均等割の減免措置を決めた自治体も増えています。本市においてもこうした軽減策を求めまして、本案件に反対するものです。

次に、認定案第5号、令和5年度茂原市介護保険事業費決算について述べます。

厚労省は2025年の介護保険の改定に向け、利用料の引上げや介護サービス削減などが検討課題として示されました。見直しの具体的項目に、サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問・通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室、相部屋の室料有料化などを挙げています。これらが実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族はさらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねません。介護の現場からは、負担増とサービス削減に反対の声が相次いでいます。

必要なときに使えない制度では、制度の存続基盤を危うくするものです。必要な介護が保障される介護保険制度へ転換させることが必要であることを主張いたしまして、本案件に反対す

るものです。

次に、認定案第6号、令和5年度茂原市後期高齢者医療事業費決算について述べます。

後期高齢者医療制度がスタートして以来、原則1割負担、住民税課税所得が145万円以上などの要件に該当する現役並み所得者のみ3割負担とされてきましたが、それが、2022年10月から後期高齢者医療制度に加入する人のうち、住民税課税所得が28万円以上の方が1割から2割へと2倍に引き上げられました。2割負担導入による医療給付費削減の総額は1880億円で、負担増の対象になった370万人の1人当たりの負担額は年5万円を超えます。厚労省が制度改定後に行った追跡調査によれば、窓口負担を2割に引き上げられた人の受診日数は減り、その後も1割負担の人より低い水準が続き、いわゆる受診抑制が起こっていることは明らかです。

また、2年ごとに後期高齢者医療保険料は値上げされ、2008年から2009年度には年7万4000円だった全国平均は、2022年から2023年度には年7万7700円となっています。そして、2024年度は次の値上げの年で、年8万2000円に引き上がる試算をしています。さらに、こうした定期的な保険料値上げに加え、少子化対策の財源確保、現役世代の負担軽減の名で値上げの上乗せをする方針も決めています。物価高騰と年金削減にあえぐ高齢者にさらなる痛みを強いる無慈悲な保険料値上げは許されません。

日本共産党はこの間、後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げに反対し、差別制度廃止をして、元の老人保健制度に戻すことを掲げると同時に、減らされてきた高齢者医療の国庫負担を抜本的に増額し、高齢者、国民の負担軽減を求めることを提言してきました。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連していますので、一括して述べさせていただきます。

この条例改正は、千葉県人事院勧告に基づき、市職員を中心に、任期付職員、さらに会計年度任用職員を含む全ての職員が引上げ対象となります。給与月額については、号級により3300円から2万6300円の引上げとなりました。これらの影響額は、正規職員等で約1億3867万円、会計年度任用職員で約7057万円、合計で約2億924万円の増額が見込まれるとの説明がありました。これらの給与増は、市職員とその家族に直接・間接的な暮らしの安定や消費拡大に影響を及ぼすとともに、市職員のモチベーションに良い影響をもたらすものと考えます。

一方、議員は、一般職員における期末・勤勉手当の改定に準じた期末手当の改正として、議

員全体で108万円の増とのこと。また、特別職の市長、副市長の期末手当の引上げは20万1000円、教育長は8万4000円の増とのこと。

物価高騰が続く中、多くの中小零細企業が業績悪化に見舞われ、倒産、廃業の瀬戸際です。加えて、年金の引下げや高齢者の介護や医療費窓口負担の引上げなど、住民の暮らしや経済が逼迫している中、一般職員の給与、期末手当の引上げに対しては、自治体職員の生活費として反対するものではありません。しかし、議員及び特別職の期末手当の増額に対しては、市民感情と相入れないものと考え、反対するものです。

次に、陳情第3号「訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情」について述べます。

3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安と抗議の声が広がり、特に身体介護、生活援助などの訪問介護は要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かすことのできないサービスであることは、本陳情に述べられているとおりであります。

厚労省の調査を基に、しんぶん赤旗入手の資料で、訪問介護事業所の約4割が2022年度以降、3年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが、政府はこの現状を無視して、今回の改定で訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げるといいます。

介護報酬は介護保険から介護施設事業者を支払われます。引下げで、地域で訪問介護を支える小規模零細事業所が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新。ほとんどが小規模零細事業所です。

厚労省は、引下げの理由に、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や、都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているもので、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻で、利用者の求めに応えられていません。長年の給付抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と、異常な水準です。政府は、介護職員の処遇を改善した事業所に加算をつけるとしますが、既に加算を受けている事業所は、基本報酬引下げで減収になるだけです。加算も不十分で、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

日本共産党の小池晃書記局長参議院議員は国会で、訪問介護の報酬引下げ撤回のための財源

は、年約 1 兆円の訪問介護総報酬に対し約 50 億円に過ぎないと示し、引下げ中止を迫りました。国民の安心を確保する気があるなら、実行はたやすいことです。介護保険をめぐっては、利用料の 2 割負担の対象者拡大、要介護 1・2 の生活援助サービスの保険外しなど、様々な改悪案が出されています。改悪を許せば、在宅介護は崩壊し、親の介護のための介護離職を増大させ、保険あって介護なしを招きます。

2024 年度予算の軍事費は約 8 兆円です。軍事でなく暮らしに予算を充てて、介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減、介護報酬の抜本的引上げの実現は可能です。

以上のことから、本陳情の採択を強く求めまして、委員長報告に反対するものです。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（金坂道人君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第 1 号「令和 5 年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第 1 号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第 2 号「令和 5 年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第 2 号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第 5 号「令和 5 年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第5号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和5年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第6号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決します。

認定案第3号から第4号並びに第7号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第4号並びに第7号については、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告について採決します。

報告第1号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号については承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案について一括採決します。

議案第1号から第7号、第11号から第22号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第7号、第11号から第22号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

陳情第3号「訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第3「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、建設経済委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。建設経済委員会からの申出の案件について、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、建設経済委員会からの申出の案件については、閉会中の継続審査に付する

ことと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 閉会中の継続審査申し出の件

○出席議員

議長 金坂道人君

副議長 田畑毅君

1番	竹村 聡君	2番	小倉 義久君
3番	御園 敏之君	4番	工藤 孝弘君
5番	河野 英美君	6番	横堀 喜一郎君
7番	河野 健市君	8番	高山 佳久君
9番	石毛 隆夫君	10番	岡沢 与志隆君
11番	向後 研二君	12番	杉浦 康一君
13番	小久保 ともこ君	16番	中山 和夫君
17番	細谷 菜穂子君	18番	鈴木 敏文君
19番	平 ゆき子君	20番	ますだ よしお君
21番	三橋 弘明君	22番	常泉 健一君

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 務 部 長	渡 邊 正 統 君
企 画 財 政 部 長	平 井 仁 君	市 民 部 長	中 田 喜一郎 君
福 祉 部 長	中 村 一 之 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐久間 尉 介 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	菅 谷 直 博 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	佐久間 栄 一 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	飯 島 博 美 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	小 高 一 宏 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	積 田 篤 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（金坂道人君） これをもちまして、令和6年茂原市議会12月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時56分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年1月31日

茂原市議会議長 金 坂 道 人

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 三 橋 弘 明

茂原市議会議員 常 泉 健 一